

年金だより

広報よこしば 2001.6.1

年金Q&A

年金相談はどうじで?

Q 私はそろそろ年金を受ける年齢になりますので、年金が確かに受けられるか、どのくらいの額になるか知りたいのですが、どこに聞いたらいいですか？

A あなたの加入していた

年金が国民年金だけであれば、町の住民課年金係でおたずねください。

厚生年金の加入期間などがある人は、最寄りの社会保険事務所の相談センターや千葉年金相談サービスセンターでおたずねください。具体的におたずねの場合は、年金手帳など年金の番号、職歴のわかるものをご持参ください。

※厚生年金の加入期間などがある人

千葉社会保険事務所	〒260-8503	千葉市中央区中央港1-17-3 (千葉みなと駅徒歩5分)	国民年金 043(242)6327 厚生年金 043(242)6324
千葉年金相談サービスセンター	〒260-0027	千葉市中央区新田町4-22 (JR千葉駅徒歩5分)	043(241)1165

○時間 午前9時～11時30分・午後1時～4時
(月曜日～金曜日)

○持参するもの 年金の番号、職歴等のわかるもの



△地域安全ニュース▽

意外に低い薬物乱用への関心
私の家族だけは大丈夫!?

「ダメ、ゼッタイ」と、ポスターやチラシをたくさん配って懸命に呼びかけても、大きな社会問題だと分かっていても、多くの大人たちが無関心でいられるのはなぜでしょう。

うちの子は大丈夫だから
それはよその特別な人の問題

なんて思つていませんか?
本当にお子さん、お孫さんは大丈夫ですか?

甘い誘いに気をつけよう!

薬物は一度使つただけでも「乱用」になります。

※薬物乱用は法律で厳しく処罰されます。
持つていいるだけでも厳しく罰せられ、懲役刑など厳しい罰則があります。



「社会福祉事業に役立ててください。」と横芝町横芝（本町）の吉岡秀さんより七、二四九円の寄付がありました。大切に使わせていただきります。

寄付

制度のご案内 犯罪被害給付

この制度は、通り魔殺人等の故意の犯罪により、不慮の死を遂げた人の遺族や、身体に重い障害をおわされた被害者に対し、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ろうとするものです。

問い合わせ先

●千葉県警察本部

犯罪被害者対策室

☎ 043-227-9131

管内被害者支援連絡協議会

成東警察署

成東警察署